

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○私立専修学校の廃止の認可 (私学・大学支援課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (")	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	1
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	1
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	2
高知県公安委員会告示	
○告示 (指定講習機関の指定) の一部改正	2
○告示 (運転免許取得者教育の認定) の一部改正	3

告 示

高知県告示第86号

学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第130条第1項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。
平成22年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

学校名	設置者名	認可年月日
土佐看護専門学校	特定医療法人仁生会	平成22年2月12日

高知県告示第87号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成22年2月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清海市下川口字水ヶ谷1615番15から土佐清海市下川口字風呂ノ本706番まで	前	8.8	741
		25.0	
土佐清海市下川口字長尾ノウ子1613番1から土佐清海市下川口字宮ノハナ294番まで	後 A	9.2	504
		22.0	
土佐清海市下川口字水ヶ谷1615番15から土佐清海市下川口字風呂ノ本706番まで	後 B	9.3	750
		39.5	

高知県告示第88号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成22年2月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清海市下川口字水ヶ谷1615番15から土佐清海市下川口字風呂ノ本706番まで	750	平成22年2月12日

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年2月1日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年2月1日 (揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年2月1日	特定非営利活動法人 まちづくり須崎	矢野 明 広	須崎市鍛冶町1番20号	この法人は、須崎市を活性化するための事業を、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより行い、地域社会・住民の社会環境、経済、生活レベルの向上を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、南国市明見土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	松村 則男	南国市明見177
"	松村 武雄	" " 297-1
"	松村 博道	" " 178
"	淡中 龍一	" " 345
"	坂本 惇三	" " 384
"	田中 眞澄	" " 398
"	濱田 洋一	" " 496
"	濱田 經宇	" " 427-2
監事	濱田 純	" " 421
"	田處 俊夫	" " 301

(就任)

理事 杉村 渡 南国市明見362
 " 松村 武雄 " " 297-1
 " 松村 博道 " " 178
 " 淡中 龍一 " " 345
 " 坂本 惇三 " " 384
 " 濱田 洋一 " " 496
 " 濱田 經宇 " " 458
 " 濱田 信一 " " 361
 監事 濱田 純 " " 421
 " 田處 俊夫 " " 301



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により黒潮町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成22年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
 幡東都市計画臨港地区（上川口港臨港地区）
- 2 縦覧場所
 高知県土木部都市計画課及び黒潮町役場大方総合支所

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第2号

平成9年3月高知県公安委員会告示第4号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年2月12日

高知県公安委員会委員長 面山 昌男

表中「矢野静恵」を「矢野義尚」に、

須崎市多ノ郷 甲 4,481 番地	普通免許に係る初心運転者講習	〃
	原付免許に係る初心運転者講習	〃

を

須崎市多ノ郷 甲 4,481 番地	普通免許に係る初心運転者講習	〃
	普通二輪免許に係る初心運転者講習	平成22年1月8日
	原付免許に係る初心運転者講習	平成2年9月1日

に改める。

高知県公安委員会告示第3号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号(運転免許取得者教育の認定)の一部を次のように改正する。

平成22年2月12日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

表中「代表取締役 矢野 静恵」を「代表取締役 矢野 義尚」に改める。